

さつま町告示第137号

さつま町議会DX推進事業業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和7年9月12日

さつま町長 上野 俊市



1 業務の目的

さつま町議会DX推進事業業務委託（以下「本事業」という。）は、議会運営におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、大型表示装置、遠隔会議システム、音声認識による文字起こし機能、電子採決システム等を導入するとともに、議員の登退庁システム及び音響・映像設備の整備を行うことにより、議会運営の効率化及び正確性の確保を図り、議会情報の公開促進を通じて、開かれた議会の実現を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 さつま町議会DX推進事業業務委託
- (2) 業務内容 さつま町議会DX推進事業業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 企画提案上限額 45,100,000円（保守費用を含まない。消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。なお、協力会社の参加を認めるが、協力会社として今回の業務委託に関し、複数の企画提案に参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 地方議会又は地方公共団体において、本業務と同様の導入及び運用実績を有すること。
- (6) 過去に個人情報の取扱いにおいて、事件・事故がないこと。
- (7) 鹿児島県内に本社、もしくは支店、営業所を有すること。
- (8) 協力会社がある場合、協力会社は上記(1)から(4)までの全ての要件を満たしていること

4 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始	令和7年9月12日（金）
質問書の受付期限	令和7年9月16日（火）から9月19日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年9月26日（金）
参加表明書等の受付期間	令和7年9月16日（火）から10月1日（水） 午後5時まで
参加資格審査結果通知期限	令和7年10月7日（火）※電子メール
企画提案書等の提出期限	令和7年10月14日（火）午後5時まで
企画提案プレゼンテーションの実施	令和7年10月20日（月）から24日（金） で調整して実施予定
審査結果の通知発送	令和7年10月29日（水）

5 担当部署

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町議会事務局

電話：0996-53-1111（内線2311）

電子メール：gi-giji@satsuma-net.jp

※ その他詳細は「さつま町議会DX推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。